

堺個審25-3-2号
(答申第175号)
令和8年2月27日

堺市長 永藤 英機 様

堺市個人情報保護審議会
会長 岡本 大典

諮問に対する答申

令和7年10月28日付け堺健福総第1435号で諮問のありました下記諮問案件について、審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	開示請求に対する一部開示決定処分を不服とする審査請求に係る審議
対象公文書	請求者が通報した事業者Aに関する虐待調査の判断に関する記録 (事実確認調査結果報告書、虐待の深刻度に関する記録、判断会議議事録)
実施機関 (処分庁)	堺市長 (健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課)
諮問実施機関 (審査庁)	堺市長 (健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課)

答 申

第1 審議会の結論

令和7年10月28日付けで諮問のあった審査請求事案「請求者が通報した事業者Aに関する虐待調査の判断に関する記録(事実確認調査結果報告書、虐待の深刻度に関する記録、判断会議議事録)」(以下「本件対象公文書」という。)について、堺市長(以下「実施機関」という。)が行った一部開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和7年3月12日、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)77条1項の規定に基づき、「本件対象公文書」の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は、同年3月26日、本件請求に対し一部開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、次のとおり不開示部分の理由を付して審査請求人に通知した。
法78条1項2号及び7号に該当する。
- 3 審査請求人は、同年5月29日、本件処分を不服として、行政不服審査法2条の規定により本件審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

事業者Aへの聞き取り調査を実施していただいたが、当方から投げかけた疑念に対し、開示された内容は中身が全く判断できない状態となっており、その報告には到底承服できず、このため、調査が公正かつ中立性に基づいて適切に行われたのか、また事業者側の言うことを鵜呑みにしていないかを確認するため、さらなる開示を希望する。

具体的な調査内容(確認した事項と調査結果)について強く開示を求める。

第4 審査請求人の主張要旨

実施機関の調査が終わった後、実施機関との事前面談時に聞いていた(聞き取りをした相手の氏名等は隠されると説明を受けた)以上にほぼ全体近くが黒塗り状態で開示されたため、この状態では実施機関の調査が適切に行われたかの判断もできない。調査結果の結論だけを聞いても納得できない。

昨年実施機関に調査を依頼して以来、実施機関の姿勢は、事業者側に立っているように感じるが多々あり、開示を受けた結果だけを見ると、本当

に本来行うべき調査を行ったのか甚だ疑問を感じるとともに、再調査を依頼したいくらいの思いである。実施機関は高齢者虐待事案として大きな問題になり、内部告白からニュース（事件事故として）でも配信されない限り形だけの調査で済ませようとしているとしか考えられない。

実施機関は、外部に表面化していない陰湿ないじめ（虐待）には無関心で、世間の風潮からかけ離れているように感じる。

少なくとも当方が提起した疑念に対して、その結果だけでなく、その結果に至る経緯が黒塗りでは、どのように判断しろと言うのか、全く理解できない。

当方も事業者Aの担当者名等については個人情報保護の観点で非開示とすることに異論はないが、それ以外の部分については、調査が適切に行われたかを判断するためにもまた、組織ぐるみで事実を隠蔽しているか否かをはっきりさせるためにも、そして一番大事なその調査及び認定が公平性、中立性が保たれているのかを判断するためにも、それが判断できる部分を開示すべきである。

一部に個人名が入っているからと言って、ページの全てを黒塗りするのは、あまりにも幼稚で、個人情報を取り扱う専門部署として工夫してほしい。

数年前に大阪（他の役所）で黒塗りをするのを忘れて開示したこともあり、慎重になるのは理解できないわけではないが、審査請求人の心情も考慮し、もう少し黒塗りに工夫していただきたいし、このままではあまりにも情報開示の制度を理解していない不当な対応である。

例) どのような質問をしたのか

どのような説明を受けたのか

これらに関して具体的には、どのような聞き取り調査をしたのかについて記載されている部分については、今回の通報に係る重要な部分であり、その部分について非開示にすることは納得できるものではない。

今のままでは、実施機関は真実を知りたいと思っている者をないがしろにしており行政の役割を果たしていると言えず、断固抗議する。

実施機関の役割の中に「高齢者虐待への対応の総括」と言うのがあり、これは他の自治体と比べても積極的に高齢者問題に取り組んでいると言う理解をし、それに期待して通報をおこなったが、面談した職員に至っては高齢者虐待について不勉強（精神的な虐待に対して、それくらいは、どこの施設ではやっていますよ）を丸出しで、担当者の態度にはあきれたが、こちらが熟

意をもって説明すれば、その対応も変わって頂けると期待したが、途中の面談を含めたやり取りを含めて、担当者の理解は深まらず、結果的には、全面的に黒塗りされた報告書が届いた。

このような状況において、虐待に関する真実を知る為、また今回の調査が適切に実施されたか判断するためにも、さらなる開示は絶対必要であると思料する。

第5 実施機関の主張要旨

1 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(実施機関職員を除く)

実施機関の高齢者虐待調査の判断に関する記録(本件対象公文書のうち事実確認調査結果報告書に限る)には、開示請求者以外の氏名や聞き取り内容、言動や行動にかかる記録が記載されており、特定の個人を識別できるものと考えている。

法78条1項2号では、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを不開示情報と規定している。本件公文書については他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとして不開示と判断した。

2 虐待判断に係る協議・会議内容及び事業所から聴取した内容に関する情報

本件対象公文書には、事案に関する面接対象者の率直な意見等が記載されている。法78条1項7号では、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。本件対象公文書を開示することにより、将来の面接調査時に、面接対象者が率直な意見や確実な事実を伝えることを躊躇する可能性があり、同種事案について正確な事実の把握が妨げられ、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと判断した。

第6 審議会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が高齢者虐待調査において使用する事実確認調査結果報告書、虐待の深刻度に関する記録及び判断会議議事録である。

事実確認調査結果報告書には、事業者Aへの聞き取り内容が記録されている。また、虐待の深刻度に関する記録及び判断会議議事録には、事業者Aへの聞き取りにより判明した事案の詳細な状況及び事案に係る実施機関の評

価が記録されている。

2 本件処分の妥当性について

本件対象公文書のうち、実施機関が「開示請求者以外の個人に関する情報（法78条1項2号）」及び「事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報（法78条1項7号）」に該当するとしたのは「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（実施機関職員を除く）」及び「虐待判断に係る協議・会議内容及び事業所から聴取した内容に関する情報」である。

そこで、当審議会は対象公文書を見分の上、法78条1項2号及び7号の該当性について検討した。

本件対象公文書には、開示請求者以外の第三者（入居者、事業所担当者等）に関する氏名・職種・資格・経験年数等、個人を特定し得る情報が多数含まれている。

また、面接対象者の発言内容等を開示すれば、審査請求人と面接対象者との関係性から特定の個人を識別することができる。したがって、これらの情報は、法78条1項2号に該当する。

さらに、本件対象公文書の見分及び実施機関からの説明聴取の結果、関係者への事実確認調査は内容の開示を予定しない任意調査として運用されていることが確認できる。

これらの内容を開示すると、今後の同種調査において面接対象者が率直な意見や事実の提供を躊躇し、虐待判断に必要な情報収集の実効性が低下する。結果として、正確な事実の把握が困難となり、当該事務の適正な遂行に支障を生じさせるおそれがある。

以上の点から、実施機関の主張は首肯でき、当該情報は、法78条1項7号にも該当すると認められる。

3 以上の理由により、当審議会は「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考) 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年10月28日	諮問書の受理
令和7年11月10日	審 議
令和7年12月 9日	審 議
令和8年 1月19日	審 議
令和8年 2月24日	審 議
令和8年 2月27日	答 申

(参考) 堺市個人情報保護審議会委員

氏 名	所 属 等	備 考
岡本 大典	弁 護 士	会 長
中野 佳子	弁 護 士	会長職務代理者
白須 真理子	関西大学 法学部教授	
高野 恵亮	大阪公立大学大学院 都市経営研究科教授	
堀内 佐智夫	(堺商工会議所常議員 大阪ガス株式会社 南部・和歌山地区 統括支配人)	